

すくも 市議会だより

第57号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

第四回定例会は、平成二十二年十二月八日に開会し、十三日間の会期で十二月二十日に閉会しました。

市長から提出された議案は、「平成二十一年度一般会計補正予算」など予算議案九件、「宿毛市公園条例の一部を改正する条例」など条例議案三件、その他の議案五件の合計十七議案で、審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。最終日には議員提案により、「宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」など条例議案三件が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

また、第三回定例会で決算特別委員会に付託し、継続審議となっていた各決算議案については、改善すべき事項について意見を付したうえで、いずれも認定されました。市政に対する一般質問は、十三日及び十四日の二日間に七人の議員が、また、十五日には議案に対する質疑が行われました。皆さんから提出された陳情

は「TPP交渉に反対する意見書の提出について」が審議され採択されたほか、一件が継続審査となりました。

なお、議会改革についての調査研究を行っていた議会改革調査特別委員会より最終報告があり、全会一致をもって承認されました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

◎一般会計（議案第一号）

今回の補正予算は、総額で一億六、三三〇万一千円が増額補正され、累計で一〇六億九、四八六万七千円となりました。

（歳出の主なもの）

○財政調整基金積立金
.....六、七六九万円

十二月定例会日程

12月8日（水）	本会議	開会、議案上程 提案理由の説明 議案等精査 議案等精査
9日（木）	休会	
10日（金）	休会	
11日（土）	休会	
12日（日）	休会	
13日（月）	本会議	一般質問
14日（火）	本会議	一般質問
15日（水）	本会議	議案質疑、委員会審査
16日（木）	休会	
17日（金）	休会	
18日（土）	休会	
19日（日）	休会	
20日（月）	本会議	委員長報告、質疑 討論、表決、閉会

○防災行政無線屋外子局設置
工事費
.....四一四万円

○戸籍電算化事業委託料
.....五七七万円

○子宮頸がん等ワクチン接種
緊急促進事業委託料
.....一、五五七万円

○堆肥化施設候補地水質検査
委託料
.....一〇万円

○木の香るまちづくり推進事業
業工事費
.....五二万円

○栄喜小学校閉校記念事業実行委員会補助金
.....七五万円

○中学校特別支援員賃金
.....八四万円

条例

◎宿毛市公園条例の一部を改正する条例について

平成二十一年度に整備した咸陽島公園のシャワー施設における温水シャワーの利用料を、平成二十三年一月一日から一回一〇〇円とするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

◎宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

宿毛市生活改善センターの耐用年数及び処分制限期間が経過したことにより、これまで三施設のうち、寺山・橋上の二施設について、地元へ無償譲渡してきましたが、このたび、残る「竹部生活改善センター」についても、平成二十三年一月四日から竹部地区自治会へ無償譲渡することとなりましたので、本条例を同日付で廃止しようとするものです。

◎宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等に関する条例の一部を改正する条例について

人口二万から二万五千人の全国の類似規模自治体の議員報酬の平均値である三十一万七〇〇円を参考数値としたほか、本市の厳しい経済状況を考慮し、来年度より現行の議員報酬をそれぞれ五千円減額するよう条例の一部を改正しようとするものです。

◎宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について

予算議案審査を正式に議会活動に反映させ、予算審査から決算審査までを一貫して審議し、PDCAサイクルを確立するため、本条例の一部を改正し、来年三月一日付けで本市議会に予算決算常任委員会を設置しようとするものです。

◎宿毛市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

政務調査費を来年度より現在の月額一万二、五〇〇円から月額六、〇〇〇円に減額するよう本条例の一部を改正しようとするものです。

その他

◎指定管理者の指定について

「国民宿舎 椰子」について、「株式会社 くりはら」を指定管理者として平成十八年四月一日に初めて指定をし、平成二十三年三月三十一日までの期間、管理・運営をしていただいています。このたび、指定が終了するため、再指定にあたり、公募を行ったところ、現指定管理者の「株式会社 くりはら」一社から申請があり、プレゼンテーション及び面接等を実施し、厳正な審査を行った結果、これまでの実績を含めて十分な管理・運営能力があるものと認め、引続き、平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間、指定管理者として指定することに付いて、地方自治法第二四四条の二第四項の規定に基づき、議会の議決を求めらるるものです。

また、「宿毛観光センター」については、「社団法人 宿毛市観光協会」のこれまでの実績等を勘案した結果、公募によらず直接指定することとし、引続き、平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間、本法人を指定管理者として指定することについて、地方自治法二四四条の二第六項の規定に基づき、議会の議決を求めらるるものです。

(定例会)

提出された議案等

議案番号	件名	議決結果
第1号	平成二十二年宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第2号	平成二十二年各特別会計（国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、下水道事業、介護保険事業、土地区画整理事業）補正予算について	原案可決
第9号	高知西南中核工業団地への工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	原案可決
第10号	宿毛市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決
第11号	宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について	原案可決
第12号	宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について	原案可決
第13号	幅多広域市町村圏事務組合で共同処理する事務の変更及び幅多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について	原案可決
第14号	指定管理者の指定について	原案可決
第15号	指定管理者の指定について	原案可決
第16号	宿毛湾港港湾区域内の公有水面埋め立てについて	原案可決
第17号	沖の島漁港区域内の公有水面埋め立てについて	原案可決
第18号	宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第19号	宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決
第20号	宿毛市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
意見書案 第1号 第2号	TPP交渉に反対する意見書の提出について 国の出先機関の統廃合に反対する意見書の提出について	原案可決 原案可決

意見書

今定例会に議員より提出された次の意見書案を原案のとおり可決し、関係行政機関に提出しました。

◎ TPP交渉に反対する意見書

政府は十一月九日にFTA・EPAへの我が国の取組みが遅れているとの認識のもと、セシティブ品目に配慮を払いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、高いレベルの経済連携を目指すことなどを内容とする「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定した。

この中で、例外なき関税撤廃を原則とするTPP（環太平洋連携協定）に対しては、関係国との協議を開始することを決定している。

アメリカやオーストラリアなど主要農産物輸出国が加わっているTPPに参加し、すべての農産物関税が撤廃されれば、我が国の食料・農業・農村に壊滅的な打撃を与えることは火を見るよりも明らかである。個別所得補償等の国

内対策で対応できるものではない。

食料自給率五〇パーセントを目指すことなどを内容とし、今年三月に国家戦略として閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」の考え方も大きく矛盾するものである。

本県においても水稲や畜産はほぼ壊滅し、野菜・果実等の生産も多大な影響を受けることが予測される。農業だけにとどまらず、一次産業全体の衰退、地域経済の疲弊等、高知県全体の社会的・経済的活力を減退させることになる。

TPP等をはじめとする自由化交渉は、農産物関税の撤廃だけの問題ではなく、人の移動やサービス分野等、あらゆる分野で「国を開く」ことを目的としている。これは、我が国の将来像に係わることであり、国民の充分な理解と共感の元に進められなければならない。

ついでには、国土と産業の均衡ある発展のため、下記事項が実現されるよう要望する。

記

- 一 例外なき関税撤廃を原則とするTPP交渉には参加しないこと。
- 二 各国・地域とのFTA・EPA交渉においては、食料自給率が極端に低い現状や、将来の食糧需給に関する国民の懸念、国土の保全等に充分配慮し、農林水産物の例外品目の確保、十分な国内対策等、国内の関係品目に影響が生じないよう対応すること。



◎ 国の出先機関の統廃合に反対する意見書

※本文は紙面の都合で割愛します

▼ 請願・陳情 ▲

皆さんから提出された陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件名	議決結果
第36号	保育制度改革に関する意見書の提出について	継続審査
第37号	TPP交渉に反対する意見書の提出について	採択

第三回臨時会の概要

第三回臨時会が十一月二十九日に開催され、条例改正議案一件が審議されました。

当該議案は人事院勧告に伴い、十二月一日から五十五歳を超える管理職級の給料及び管理職手当を当分の間、一・五パーセント減額するとともに、四十歳以上の職員に限定して給料表を平均〇・一パーセント減額改定することや市議会議員、市長、副市長、教育長の十二月期末手当を一・六ヶ月から一・四五ヶ月に、一般職員の十二月期末手当を一・五ヶ月から一・三ヶ月に、同じく一般職員の十二月期末手当を〇・七ヶ月から〇・六五ヶ月にそれぞれ引き下げることなどを内容とするものであり、審議の結果、原案のとおり可決されました。



一 般 質 問

十二月定例会の一般質問は、十三日、十四日の二日間に七人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。

松浦英夫 議員

集落支援員制度の導入について

問 集落支援員とは、市町村職員と協力し、集落点検チェックシートを活用する中で、住民とともに集落を巡回して、地域の状況把握に努める等の活動や、「集落の現状と課題等」について住民どうし、住民と市町村との間での話し合いを促進するなど、行政と住民のパイプ役となるものである。

それらの活動の中から、市町村は「集落点検」や「話し合い」の結果を踏まえ、住民と市町村の協働による、地域の実情に応じた、必要性の高い施策を実施していくことで、集落の維持・活性化対策を推進しようとするものである。人口減少と少子高齢化の進

行に伴い、集落機能の低下が著しい山間部や離島を抱えている本市においては、集落の維持及び活性化に向けた支援対策は喫緊の課題であり、国からの特別交付金がある、「集落支援員制度」を導入すべきではないか問う。

宿毛市の中山間地域への取り組みが非常に少ない。「里が栄えて街が栄える」という思いから、今後の中山間対策に向けた取り組みについての計画を策定する考えはないか問う。

答 幸いにも本市は各地区長さんが行政と地域のパイプ役を担っていたらいており、非常に感謝している。しかし、高齢化とか人口の減少、交通不便地域もあるのです、地域の実情に合った取り組みが必要である。地区長さん方と話し合いをして、地域からの要望等にに応じて、本市のモデル的な

ケースとして導入も図っている、検討していきたいと思っ
ている。
中山間地域の対策についての、長期計画的なものをつくることは必要であるとの認識は持っている。



「離島振興計画」について

問 「離島振興法」が二〇一三年三月で期限切れとなる。本土との格差はますます拡大しており、国の支援なくして、離島の経済・産業浮揚を目指すことは極めて困難である。市長も「全国離島振興協議会」の役員をされており、「離島振

興法」の必要性については十分に認識していることと思うが、市長として、「離島振興法」の延長に向けて、どのような取り組みをされてきたのか問う。

答 宿毛市は沖の島、鶴来島という高知県唯一の有人離島を抱えている。
離島に暮らす人たちの心情を思うなら、きちんと「離島促進法」の延長をやっていたきたい。引き続き「離島促進協議会」を通じて要望活動を実施していきたい。



中平富宏 議員

堆肥化工場について

問 十一月に、堆肥化工場建設の地元説明会が行われた。工場の設置は宿毛市、運営は企業もしくは団体等に委託、原料は、養殖死魚や魚介類加工残渣が六四〇トン、芋焼酎や直七の絞りかすなどが四六

○トン、スーパーなどの事業系生ゴミ三〇〇トン、家庭系生ゴミ一〇〇トンの合計一、五〇〇トンの計画であるが、年間一、五〇〇トンの扱い量では、赤字経営になり、後年度にわたり一般財源の投入が必要になるのではないかと。何より、現計画では家庭系生ゴミが全体の六・六％であり、溶融ゴミの減量化による削減効果も期待できず、企業や団体のゴミの処分に市民の税金を使う結果になりはしないか。

答 工場建設費は三億円である。家庭ゴミの堆肥化率はソフトランディング（緩く）で、一〇〇％に近づけたいと思っている。来年度には、モデル地区または団体と共同して、分別収集、運搬までのシステムを構築し、地域を拡大しながら工場の操業に合わせて搬入できるように取り組む。ずっと赤字経営という訳にはいかないで、採算性についても話し合い、きちんとした計画にしたいと思っている。

宿毛小学校・校舎建築について

問 市長は議員協議会の場で、

「学校再編計画で校舎建築予定の宿毛小学校を、中心市街地活性化事業の街づくりの中で建てたい。その設計を建築家のノーベル賞とも言われているプリツカー賞を受賞された建築家にしていただきたいと思っている。」と報告されましたが、市長が設計をお願いしようと考えている建築家の方は、どのような建築物を手がけてこられた方で、その方に依頼した場合の設計料及び、建設費の予想額はいくらか。また、小学校に何を求めているのか。

答 妹島氏と西沢氏にお願いしたいと思っている。両氏はサナという共同組織を立ち上げ、金沢二十一世紀美術館や、フランスのルーブル美術館ランス別館などの設計をし、世界的に活躍されている方々である。金額は、規模や内容を担当課で検討中であり、まだ答えられる状況ではないが、有名だから高いとは思っていないし、公共の建物を作る場合、全体事業費に対しての設計料の割合には限度がある。学校は、児童生徒はもとより教職員の方々にとって使いやすく、勉強しやすい施設にすることが大前提である。



野々下昌文 議員

まちづくり基本条例について

問 平成二十六年に市政施行六十周年を迎える。六十周年に向けた取組みとして、市民、行政、議会、市長の責務やその関係性を明確にして、十年後、二十年後の宿毛市を見据え、一貫性のある基本条例の制定に取りかかっているかどうか。また、来年度も各地域で市民との語る会は取れないのか問う。

答 先進地の基本条例を見さ

せてもらい、自分の中で少しずつ原案を書きつつあるが、まだ成案と言うまでに至っていないのが実情である。来年度から始まる十年間の宿毛市振興計画との関連性や整合性も取らなくてはいけない。このようなことも考慮しながら、基本条例案のものを示せるように努力していく。また、市民と語る会については、三ヶ月議会承認を待たなければ、三ヶ月執行前の段階で地域の人たちにご説明させていただく方がよいのではないかと考えている。

公共交通政策について

問 中山間地域において、高齢化により運転免許証の取得が困難になった人や、移動手段を持たない方たちは今後多くなると考えるが、行政として具体的にどのような対策を講じていくのか問う。

答 中山間地域も含めた公共交通対策として、隅から隅までとはいかないかもしれないが、デマンドバスのように、予約制で前日に予約していただければ、そこにお迎えに行くこと

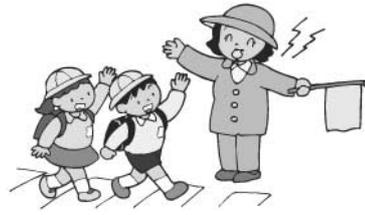
いじめ・学級崩壊への取り組みについて

いう方法も一つの方策かなと思っている。交通弱者と言われる方々に救いの手を差し伸べられるような形のを、もう一つ力をこめて検討していきたいと思っている。

問 十月二十三日「やっぱり友達っていいな」と題した漫画をノートに残し小六少女が自殺した。この背景には、いじめ、学級崩壊があったと言われる。本市の実態と対策を問う。

答 平成十九年～二十年、毎年二十件前後のいじめが認知されている。対策としては、児童生徒や保護者が相談しやすい環境づくりとを指し、生徒との日記のやり取りや個人面談を実施し、悩みを聞き取る機会を設け、集団生活に適応できない子どもの増加、対人関係を形成できない子どもの増加対策としてQUTテストも実施している。学級崩壊については、教師の指導に従わずに、授業が成立しない状態に近いクラスが残念ながら存在している。対

策としては、定期的な参観週間の実施、PTAや地域の方が主体となつての毎朝、校門でのあいさつ運動や交通指導をしていただき、児童生徒と積極的に関わることで一定の成果も出てきている。



西村六男 議員

斎場の運営について

問 斎場の運営については、良きにつけ悪しきにつけ、色々と市民からの声が聞こえていると思うが、どのような批判があるのかを問う。

答 私は市役所における苦情受付係のようなものだが、斎

場について申し上げると、火葬を受け付けてもらえずに市外で火葬にしたとか、接客態度が悪いとか色々苦情が来ている。

問 私が聞く批判も同じであるが、この苦情の原因は斎場側にも委託した市の側にもあると思う。そこでまず処理件数を見てみると、須崎市のやすらぎの丘斎場は二名の職員で年間四二九人、一人当たり二一五人。また、四万十市斎場は三名の委託契約で年間六二九人、一人当たり二〇九人の処理をしているが、宿毛市斎場は一名で四一九人の処理をしており、親切丁寧に遺族とともに悲しんで、個人の尊厳を損なわないようにと思いつつも、とても出来ないのが現実ではないかと思う。それ故に設備としては一日四体の処理が出来るのにもかかわらず、三体以上の受付をしない(二十一年度四体は一回のみ)ということになっていっているのではないか。また、宿毛市斎場は他斎場と比べてあまりにも委託金額が低すぎ、それが市民サービスの低下になっていないかを問う。

答 受付時間については急を



要する受付は午後八時まで行うということになっている。火葬を受け付けてもらえなかったというご意見では、火葬の希望時間が午後0時～午後二時頃の希望が多くて受付できないことがある。時間さえあれば一日四体は可能である。ご理解を願いたい。

また、接客態度についても、ご遺族の皆様にとつては故人との最後のお別れをする大切な場所であるので、指導を行っているところだ。

委託料については、当初、委託契約を結ぶ時、業務内容を精査し、契約を結んでいるが、見直しの必要が生じれば協議をしていきたい。

岡崎利久 議員

公園への健康遊具の設置について

問 介護予防、健康増進のために、公園へ健康遊具の設置をすることが出来ないものか聞く。

答 現在、健康遊具は、県管理の宿毛湾港緑地施設に四基、市管理の大海漁港緑地公園に三基、合計七基が設置されている。

今後、さらなる少子高齢化社会に対応する中で、健康増進はもとより、高齢者と子供たちのコミュニティの空間の創出に



において、非常に有意義な施設だと考えている。高齢者あるいは成人の方々の意見も取り入れ形で、取り組みやすい健康遊具の設置を進めたいと考えている。

保育園への加湿器の設置について

問 保育園内では手洗いやうがいには実行されていると思うが、加湿器を利用して湿度を保てば、風邪等の流行や重症化を防止することができるのではないか。

現在、保育園での加湿器の設置状況を問う。

答 現在、山田保育園に二台、すみれ保育園に一台、中央保育園に二台の三園に、ゼロ歳から一、二歳児の部屋に五台設置している。順次、増設する状況だが、設置していないところにおいては、園児の風邪の防止のため、インフルエンザ等の防止のため、保育室にぬれタオルを置いて、各保育園でも工夫をして、園児が適切な環境で過ごせるように努めている。



市営住宅の耐震対策と「まちづくり基本計画」について

問 市営住宅の耐震化を推進するために、来年度事業として「まちづくり基本計画」および「実施計画」の策定に着手する考えはないか。また、市営住宅の建て替え事業にとり組みを「地域福祉計画」の理念に基づき地域住民が主体となつて支え合う地域福祉の推進につなげていく考えはないか。さらに、自然災害に強いまちづくりの経済効果について市長の見解を問う。

答 市営住宅の建て替えにあたっては、来年度に住民や有識者からなる「まちづくり協議会」を設置して、住民との協働で基本計画を作成し、その後随時建て替えをしていきたいと考えている。

市営住宅建て替え事業の「地域福祉計画」への位置づけについては、来年度策定を検討している「地域福祉計画」とは直接関連しないが、策定に

あたってはすべての住民が安心して暮らせるように、ともに生きることを目指して市民と行政による仕組みづくりが必要と考えている。

建て替え事業の経済効果については、疲弊した経済にはカンフル剤になると思う。この建て替えが始まると、雇用や地元木材の利用などに大きな経済効果を発揮することになる。市営住宅の建て替えは学校の建て替えを含めて早急にやっていきたい。



浅木 敏 議員

国民健康保険について

問 わが党の市民アンケートで約八十パーセントの人が、「国保税等が高い、引き下げを」との回答だった。国保への国庫支出金増額を求め、市独自にも国保税を引き下げるべきだ。病院窓口での一部負担減免について国は九月に減免新基準の通知をし、減免額の二分の一を市町村へ交付税措置とした。宿毛市も減免すべきだ。

答 国に対して国庫負担の増額を求めよと言うことだが私自身、国保は国の責任で運営すべきとの認識を持っている。医療費一部負担の減免実施は市の負担増となるので宿毛市は実施しない。しかし「厚生労働省から減免額の二分の一負担がある」というのは初耳だ。二分の一負担があるのなら考えが改まるかも。

農林水産物等の自給について

問 関税を撤廃するTPPを実施すると日本の農林漁業は壊滅的打撃を受け、我が国の食糧自給率は十三パーセントに急落する。このTPPについての市長の認識と農協等の催しに要請があれば市長も積極的に参加するかを問う。

答 TPPをすぐに実行すると地域経済を冷え込ませ、雇用環境を極度に悪化させるといふ認識を持っている。私も今の時点では賛成できない。要請への参加は私も公務多忙なので、参加要請があった時に判断する。

咸陽島公園の整備事業について

問 この事業には多くの市民から疑問や批判の声がある。シャワー、トイレ、砂場等にすでに四、二〇〇万円費やし、今後一、五〇〇万円必要と聞く。砂場だけでも一、五〇〇万円かかっている。市民生活が困難な時に多額の税金を投入する必要があったのか。

答 二十一年度に国の地域活性化経済危機対策臨時交付金事業があり、使途が限られ、これに合うのが公園の整備事業であった。一〇〇パーセント補助に近い本事業でトイレやシャワーや砂場等の施設整備をした。この事業については市民の皆様にもご意見があることは私も承知している。

この砂場を今後いつでも気軽にご利用願いたい。

公共建築物への木材利用促進について

問 この十月から公共建築物木材利用促進法が施行されたが、市はこの法に基づく木材利用をどう進めるか。既に計画中の宿毛消防署の建築や引続く学校建築での木材利用について問う。

答 今後も市の建築物は可能な限り木材を利用したい。来年度着工予定の消防庁舎は、非木造となつても内装材は積極的に木材を利用したい。また学校の木造建築は木の持つ温かさ、森林の大切さを子ども達に理解させるためにも有意義と考えている。



宿毛市議会改革調査 特別委員会最終報告(要旨)

第四回定例会初日に宿毛市議会改革調査特別委員長より最終報告がなされ、全会一致をもって承認されました。以下はその要旨です。

議員定数について

本市議会の議員一人当たりの人口や面積は、他の類似規模の団体の平均値を上回る水準となっていることや、定数削減は各界、各世代、各地域など広く市民の声を行政に反映させるべくするほか、多様な職歴、経歴を背景にした様々な分野に精通した議員からの政策提言、監視機能が弱体化するなど議会機能の低下につながることを、また、現在進められている地方分権に向けた取り組みを考慮すると、本市の業務範囲や財政面での裁量権は今後ますます拡大することが予想され、定数削減による議会機能の低下は、市政運営に望ましくない影響を及ぼすことが予想されることなどを勘案のうえ、本市の適正な議員定数について熱心に議論した結果、現行定数の十六名を維持すべきことを提言する。

議員報酬について

(ア) 議員の仕事は、会期中だけに限ら

ず、市民相談への対応や、政務にかかる調査研究、議案質疑・一般質問の準備など、日常的な業務が数多く存在すること(イ) 政務調査費の給付はあるものの、会派単位での使途に限定されているため、議員個人の日常的な活動に要する経費は全て議員報酬でまかなわなければならないこと(ウ) 議員年金については現在、廃止の方向で検討が進められているが、今のところ報酬の十六パーセントを年金掛金として、強制的に差し引かれていること(エ) 地方に権限が移行するに伴い、議員の活動は、専門的な傾向を強めており、その負担は今後ますます増加していくことが予想されることなどを配慮しなければならない。

また、議員報酬の削減は、議員という仕事の魅力を低下させ、(ア) 新たに議員を志す人が減り、議会の新陳代謝と活性化が図れなくなること(イ) 議員の年齢層や職種固定化を招き、多様な声が議会に反映されにくくなることなどの弊害が出ることを懸念される。

議員は住民の付託に応えるため、全力でその職責に当たらなければならないことは言うまでもないが、報酬の算定には、先に述べた要素を踏まえた冷静な論議が必要であると考える。

議員報酬の明確な積算根拠を示すことは困難を極めたが、全国の類似規模団体の平均値三十一万一千七百円を参考数値としたほか、本市の厳しい経済状況を考慮した結果、現行議員報酬を五千円減額すべきことを提言する。

一問一答方式の選択的導入について

現在、本市議会における一般質問は一括質問方式を採用しているが、この方式は、質問と答弁の時間的距離が長いため、議論が分かりにくくなることや答弁漏れの可能性があるなどの弊害がある。

よって、今後、本市議会が市民に分かりやすい議論を展開するためには、必要に応じて一問一答方式を選択できる仕組みを導入することを提言する。

予算決算常任委員会の設置について

現在、本市議会においては、予算議案を正式付託することなく、各常任委員会において分割審査を行っているが、予算審査を正式に議会活動に反映させるためには、予算議案を正式に付託するための組織が必要であると感じているところである。

また、予算審査から決算審査までを一貫して審議し、PDCAサイクル(計画・実施・評価・改善)を確立するためには、予算と決算を同一の委員会では審査することが望ましいとの認識から、本委員会として、予算決算常任委員会の設置を提言する。

*本報告ではその他に、住民との意見交換会の検討、政務調査費収支報告書への領収書添付の義務付けなどが提言されました。

編集後記

新年明けましておめでと
うございます。

ご家族お揃いで新しい年
をお迎えのこととお慶び申
上げます。

宿毛市を取り巻く財政状
況は依然として厳しい状況
が予想されます。

私たち議員一同、更なる
議会改革の推進を図りなが
ら、市民の目線に立った議
会活動、元気のある宿毛市
づくりと住民サービスの向
上に向けて気を引き締めて
取り組む決意であります。

市民の皆さんの変わらぬ
ご支援とご協力をお願いし
たいです。

新しい年、二〇一一年が
宿毛市並びに皆様にとりま
してすばらしい年でありま
すよう心からご祈念申し上
げます。

編集委員

- 松浦 英夫
- 今城 誠司
- 野々下 昌文
- 宮本 有二
- 濱田 陸紀